

居殿の御倉にぞ侍なる、建長造内裏の時、繪所の預前加賀守有房、繪本をもたざりければ、取出してか、せられけり、昔し彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜々はなれて萩の戸の萩をくひければ、勅定有て其馬をつなぎたるていを書なされたりける時、はなれず成にけりと申傳へ侍るは、誠なりける事にや、

〔本朝文粹六奏狀〕請殊蒙天恩被遷山城守兼任近江權介狀

小野道風

右道風謹檢近代拜除之例、自當寮頭登四品之榮爵者、不改年曆預一國之烹鮮焉、○中道風從加

爵級數移星灰、○中少藝小能、非神非妙、然而紫宸殿之皇居、七廻書賢聖之障子、大嘗會之寶祚、兩

度黷畫圖之屏風、臨時奉勅不可勝計、○下

〔名目抄禁中所々名〕賢聖障子

〔大内裏圖考證十上〕賢聖障子

諸書作御障子又北障子、西宮記作障、江次第作絹御障子、長秋記作賢聖圖障子、

西宮記旬曰、天皇出御、○中有天氣稱唯、經東庇母屋障、邊西行、過障戶之間、江次第元日曰、南殿北廂

立御障子、○御障子、尋常可立、而近例除南殿有事日之外、放之、置於南殿、西江次第相撲召曰、上南殿

御格子、○注洒掃殿上、○注置殿東廂布障子二枚於北廂、○中御帳乾角傍絹御障子、立廻五尺之大宋御

屏風二帖云々、

〔河海抄一壺〕紫宸殿謂之御帳同清涼殿無几帳、立御倚子、北ニ立賢聖障子、御帳間戶書師子狛犬、又

御帳外南面母屋、庇南格子ハ、常ハ被下之由、見建曆御記、

〔類聚名物考調度四〕賢聖の障子

賢聖の障子の畫は、むかし漢の宣帝の時に、畫功臣十一人於麒麟閣と見えし、是後世に至りても、功臣の像を圖するの始なり、